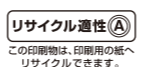


# 電源立地制度の概要

## ●問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課、原子力立地・核燃料サイクル産業課  
〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL. (03) 3501-1511 (代表)  
<http://www.enecho.meti.go.jp/> (本パンフレットは左記ホームページからもご覧いただけます。)

北海道経済産業局	資源エネルギー環境部	電力事業課	(011) 709-2311 (代表)
東北経済産業局	資源エネルギー環境部	開発計画課	(022) 263-1111 (代表)
関東経済産業局	資源エネルギー環境部	電力事業課	(048) 601-1200 (代表)
中部経済産業局	資源エネルギー環境部	電力事業課	(052) 951-2683 (代表)
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	開発計画室		(076) 432-5509
近畿経済産業局	資源エネルギー環境部	電力事業課	(06) 6966-6000 (代表)
中国経済産業局	資源エネルギー環境部	電力事業課	(082) 224-5615 (代表)
四国経済産業局	資源エネルギー環境部	電力開発計画室	(087) 811-8900 (代表)
九州経済産業局	資源エネルギー環境部	電力事業課	(092) 482-5517
沖縄総合事務局経済産業部	電力・ガス事業課		(098) 866-0031 (代表)



この冊子は再生紙を使用しています  
(平成23年度版)

経済産業省資源エネルギー庁

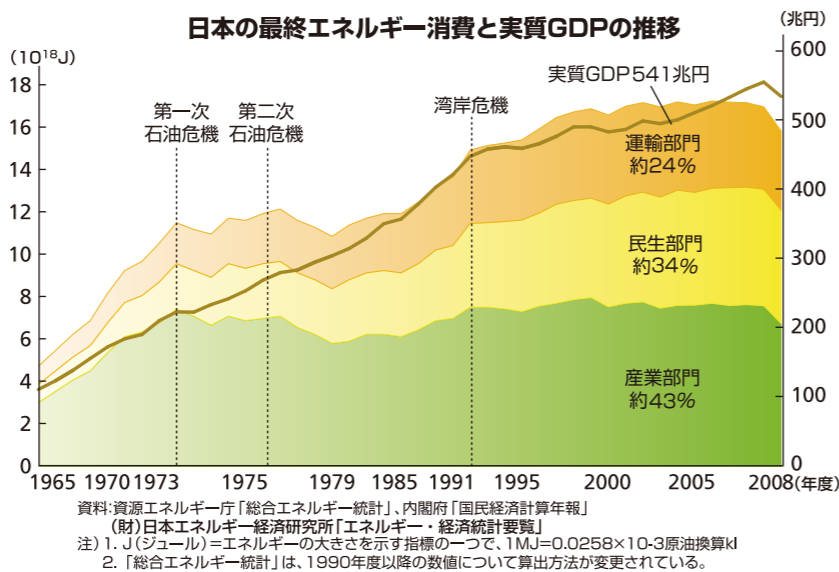
1. 日本のエネルギー事情	1
2. 財源効果のモデルケース	3
3. 電源立地交付金制度	5
4. 平成23年度交付金等概要一覧	6
5. 交付金・補助金の概要	7
<b>電源立地地域対策交付金</b>	<b>7</b>
電源立地等初期対策交付金相当部分	
電源立地促進対策交付金相当部分	
原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分	
電力移出県等交付金相当部分	
水力発電施設周辺地域交付金相当部分	
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分	
核燃料サイクル施設交付金相当部分(建設段階)	
核燃料サイクル施設交付金相当部分(運転段階)	
<b>電源立地等推進対策交付金</b>	<b>20</b>
原子力発電施設立地地域共生交付金	
広報・安全等対策交付金	
<b>電源地域振興促進事業費補助金</b>	<b>22</b>
電源地域産業関連施設等整備事業(D補助金)	
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業(F補助金)	
<b>6. 電源開発の手続き</b>	<b>29</b>
<b>7. 重要電源開発地点・重要電源促進地点</b>	<b>30</b>
<b>8. 原子力発電所の運転・建設状況</b>	<b>31</b>

1. 日本のエネルギー事情

# 将来の電力需要に合わせて 着実に電源開発を進めることが重要です。

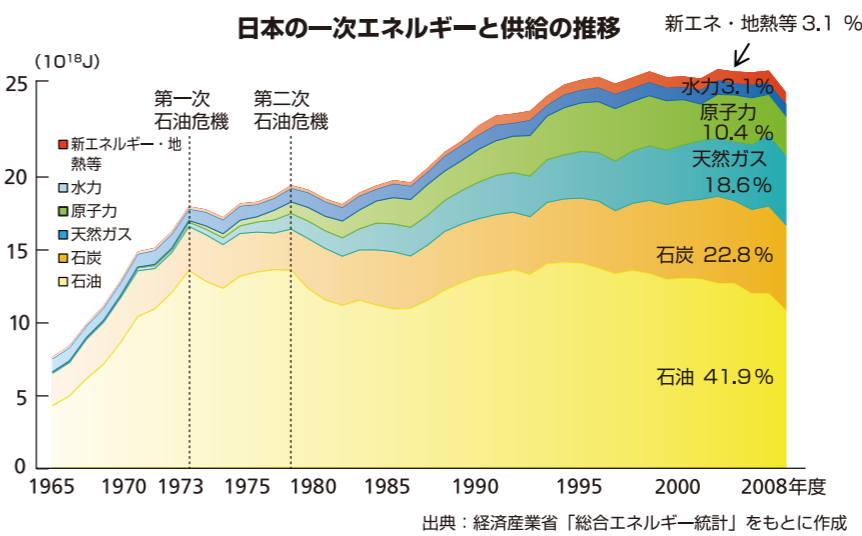
## ① 日本のエネルギー消費

我が国のエネルギー消費は2度の石油危機を契機に、省エネが進みましたが、石油危機以降は産業部門が概ね横這いで推移する一方、豊かさを求めるライフスタイル等を背景に特に民生・運輸部門が伸びています。

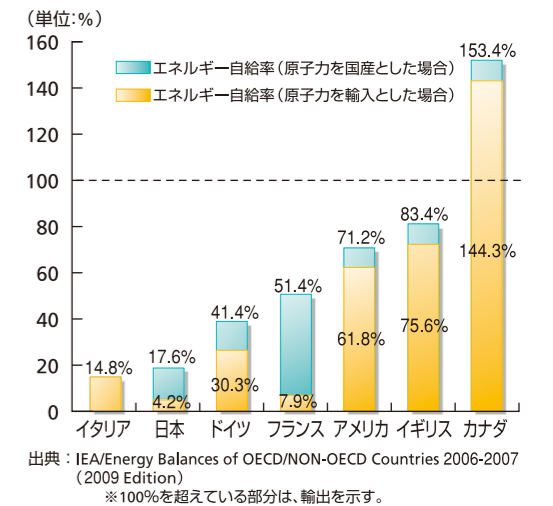


## ② 日本のエネルギー供給

一次エネルギーの約8割を輸入に依存している我が国のエネルギー供給は、石油危機後、原子力、天然ガスの導入を進めるなどエネルギー源の多様化を図った結果、石油への依存度が大きく低下しました。しかし、エネルギーの自給率は4% (原子力を含めても約20%) しかありません。

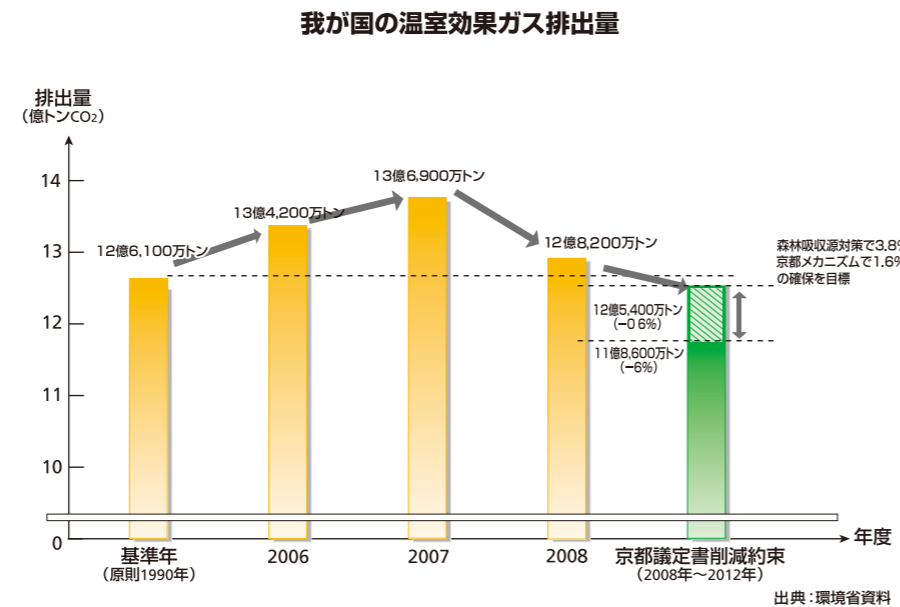


## 主要国のエネルギー自給率(2007年)



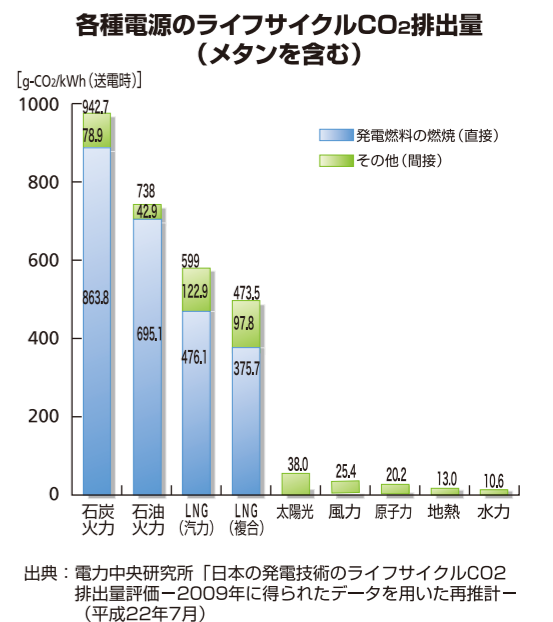
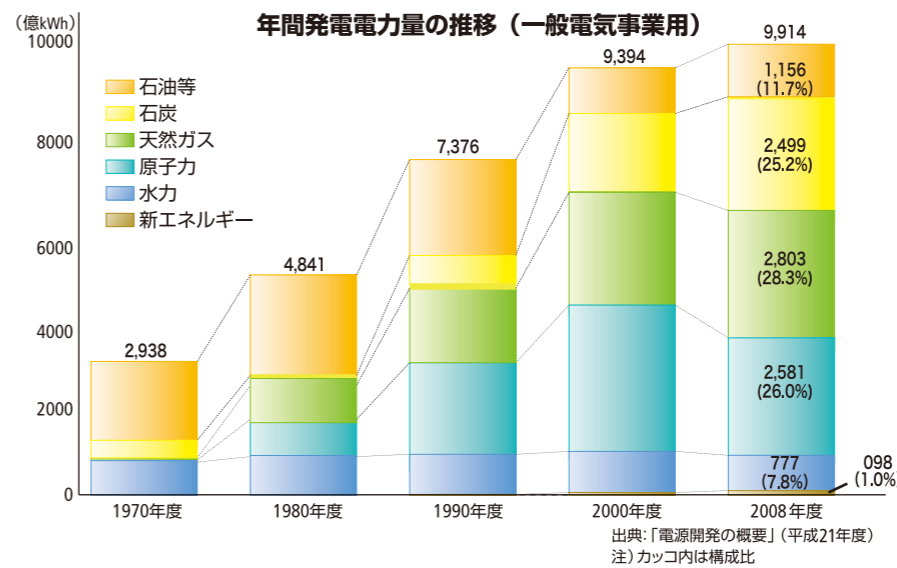
## ③ エネルギー政策の基本方針

我が国のエネルギー政策の基本方針は「安定供給の確保」「環境への適合」及びこれらを十分に考慮した上での「市場原理の活用」です。特に環境面においては、京都議定書の第一約束期間における温室効果ガスの削減目標の達成に向け、省エネルギー対策、新エネルギー対策の推進、CO<sub>2</sub>排出の少ない電源の積極的な導入を図ることが必要です。



## ④ 電源の特性に応じた多様なエネルギーの導入促進

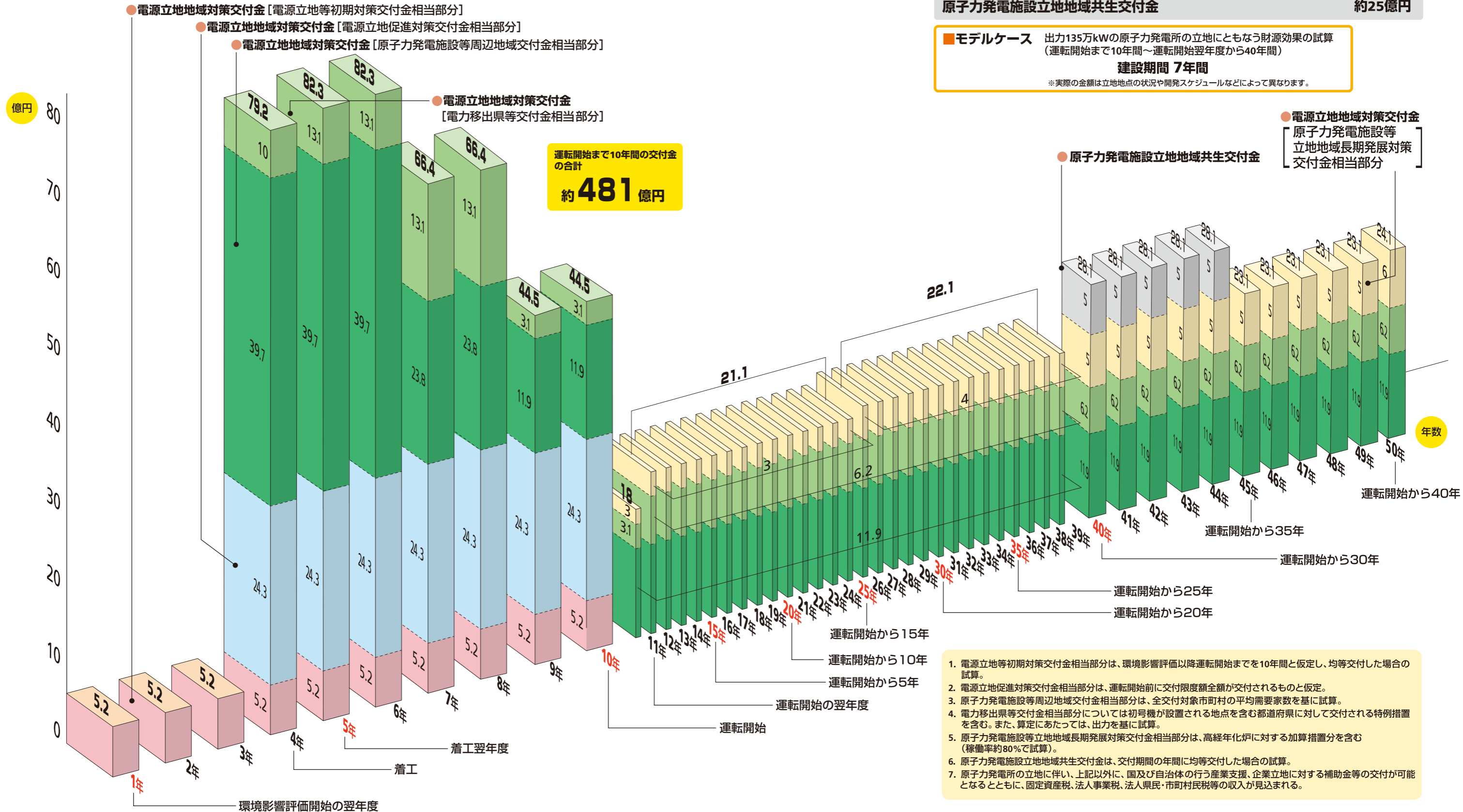
電力の消費量も一次エネルギー同様、増加傾向にあります。安定した電力供給を確保しながら、CO<sub>2</sub>排出を抑制する必要があることから、燃料供給の安定性、経済性、環境への優位性といった電源の特性を上手に組み合わせることが重要であるととも、その特性を強化していくことが必要です。



# 原子力発電所が建設される市町村等には、電源立地地域対策交付金等による財源効果がもたらされます。

出力135万kWの原子力発電所が新設された場合、その地域（立地所在市町村、周辺市町村、都道府県）にもたらされる電源立地地域対策交付金等による財源効果のモデルケースです。

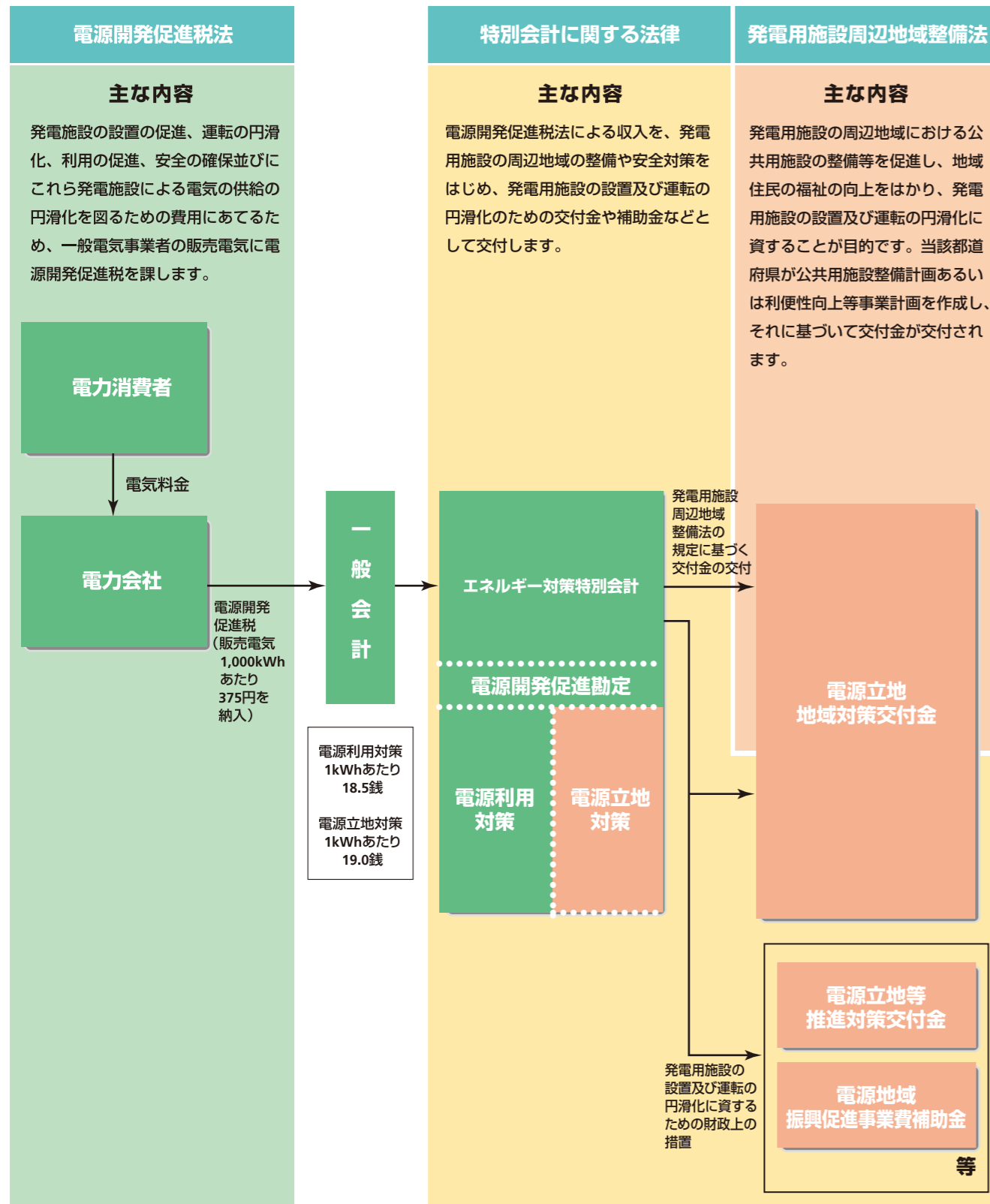
また、発電所立地によるメリットは、このモデルケースにあげられた交付金以外にも各種交付金や補助金が活用できるほか、固定資産税の収入、建設工事に伴う雇用拡大等、経済波及効果が見込まれます。



1. 電源立地等初期対策交付金相当部分は、環境影響評価以降運転開始までを10年間と仮定し、均等交付した場合の試算。
2. 電源立地促進対策交付金相当部分は、運転開始前に交付限度額全額が交付されるものと仮定。
3. 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分は、全交付対象市町村の平均需要家数を基に試算。
4. 電力移出県等交付金相当部分については初号機が設置される地点を含む都道府県に対して交付される特例措置を含む。また、算定にあたっては、出力を基に試算。
5. 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分は、高経年化炉に対する加算措置分を含む(稼働率約80%で試算)。
6. 原子力発電施設立地地域共生交付金は、交付期間の年間に均等交付した場合の試算。
7. 原子力発電所の立地に伴い、上記以外に、国及び自治体が行う産業支援、企業立地に対する補助金等の交付が可能となるとともに、固定資産税、法人事業税、法人県民・市町村民税等の収入が見込まれる。

### 電源立地をサポートするために、交付金制度があります。

発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、「電源開発促進税法」「特別会計に関する法律」「発電用施設周辺地域整備法」に基づいた交付金等の制度があります。



平成23年度予算額

<b>電源立地地域対策交付金</b> 公共用施設整備などの住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的とした事業を支援。	<b>1,110億円</b> (72)
<b>電源立地等初期対策交付金相当部分</b>	<b>66億円</b> (-)
<b>電源立地促進対策交付金相当部分</b>	<b>162億円</b> (0)
<b>原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分</b>	<b>243億円</b> (42)
<b>電力移出県等交付金相当部分</b>	<b>281億円</b> (14)
<b>水力発電施設周辺地域交付金相当部分</b>	<b>61億円</b> (-)
<b>原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分</b>	<b>206億円</b> (16)
<b>核燃料サイクル施設交付金相当部分(建設段階)</b>	<b>68億円</b>
<b>核燃料サイクル施設交付金相当部分(運転段階)</b>	<b>24億円</b>
<b>電源立地等推進対策交付金</b>	
<b>原子力発電施設立地地域共生交付金</b>	<b>30億円</b>
<b>広報・安全等対策交付金</b>	<b>12億円</b> (2)
<b>電源地域振興促進事業費補助金</b> 原子力発電施設等の周辺地域における立地企業への電気料金の割引措置となる補助及び電源地域の産業関連施設等の整備事業に対して補助を行う。	<b>67億円</b> (19)

※カッコ内は文部科学省分(外数)

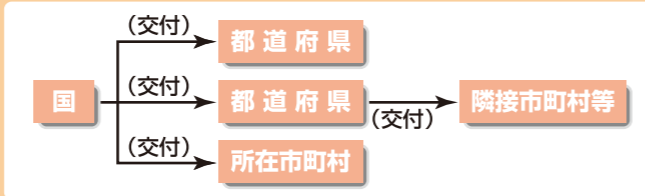
# 電源立地地域対策交付金

## 対象電源

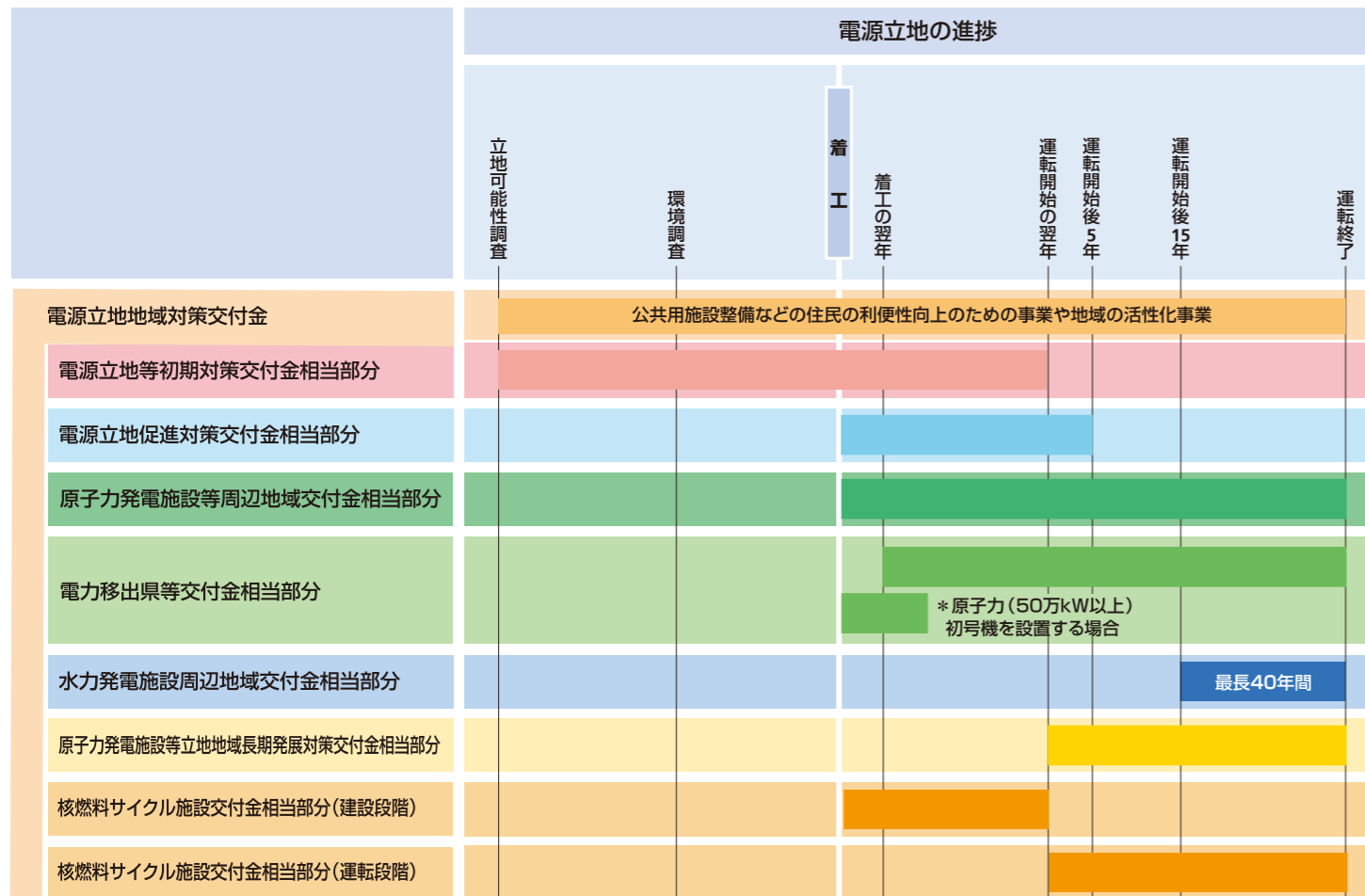


※上記のほか、発電用施設周辺地域整備法施行令で定める原子力発電と密接な関連を有する施設も対象となります。

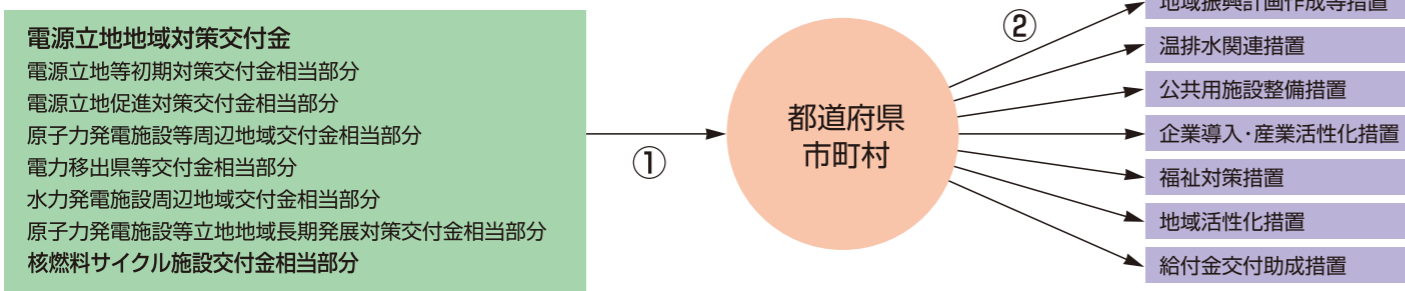
## 基本的な交付スキーム



## 交付期間



## 交付金のフロー



- ①…交付限度額は各交付金相当部分毎に算定します。
- ②…地方公共団体は、各交付金相当部分ごとに算定された交付限度額の合計額の範囲内で、交付対象措置の中から事業を実施できます。(交付金相当部分や発電施設立地の進捗状況による対象事業の差はありません)。

## 交付対象措置

### 地域振興計画作成等措置

地域振興に関する計画の作成や先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業

### 温排水関連措置

種苗生産、飼料供給、漁業研修、試験研究、先進地調査、指導・研修・広報、漁場環境調査、漁場資源調査、漁業振興計画作成調査、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

### 公共用施設整備措置

(P.9の表1を参照)

道路、水道、スポーツ等施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設などの公共用施設や産業振興施設の整備、維持補修、維持運営のための事業

### 企業導入・産業活性化措置

商工業、農林水産業、観光業などの企業導入の促進事業並びに地域の産業の近代化及び地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備事業や当該施設の維持運営等のための事業

### 福祉対策措置

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上をはかるための事業や福祉対策事業にかかわる補助金交付事業及び出資金出資事業

### 地域活性化措置

(P.10の表2を参照)

地場産業支援事業、地域の特性を活用した地域資源利用魅力向上事業等、福祉サービス促進事業、地域の人材育成事業等の地域活性化事業

### 給付金交付助成措置

一般電気事業者などから電気の供給を受けている一般家庭、工場などに対する電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金交付助成事業を行う者への補助事業

## 維持運営費

電源立地地域対策交付金の維持運営費の充当先については、当該交付金が対象としているメニューの範囲内であることを前提に、他の補助金や地方公共団体の自主財源といった財源により整備された施設の維持運営についても活用可能です。

## 基金造成

電源立地地域対策交付金により、将来的な施設の維持補修などのための基金を造成することが可能です。

基金の名称	対象範囲
事業運営基金	地域振興計画作成等措置、温排水関連措置(施設の整備に係る経費を除く)、企業導入・産業活性化措置(施設の整備に係る経費を除く)、福祉対策措置(施設の整備に係る経費を除く)、地域活性化措置(施設の整備に係る経費を除く)、給付金助成措置、給付金加算等措置に要する経費
施設整備基金	公共用施設や各施設の整備に要する経費
維持補修基金	公共用施設や各施設の原状回復並びに外観及び内装を維持するために行う修繕その他の維持補修に要する経費
維持運営基金	公共用施設や各施設を運営するために主に経常的に発生する経費

表1 公共施設整備事業

以下のような公共施設や産業振興施設の整備のほか、維持運営費などを用途とする基金造成を行うことができます。

 <b>道路</b>	都道府県道、市町村道 (道路の付属物を含む)	 <b>教育文化施設</b>	学校及び各種学校、公民館、図書館、 地方歴史民俗資料館、青年の家、 その他社会教育施設、労働会館、学 校給食センター、柔剣道場、集会場、 文化会館、 その他これに準ずる施設
 <b>港湾</b>	小型船用の水域施設、外郭施設、係 留施設およびこれらに伴う臨港交 通施設	 <b>医療施設</b>	病院、診療所、保健所、母子健康セン ター、主要な医療装置・器具、救急車、 その他これに準ずる施設
 <b>漁港</b>	沿岸漁業用の小規模な漁港施設	 <b>社会福祉施設</b>	児童館、保育所、児童遊園、母子福 祉施設、老人福祉施設(老人ホーム、 老人福祉センター、老人憩いの家、 老人休養ホーム、老人浴槽車等)、 公共用バス、その他これに準ずる 施設
 <b>都市公園</b>	遮断緑地、基幹公園(児童公園、地 区公園、近隣公園、総合公園、運動 公園)	 <b>消防施設</b>	消防施設
 <b>水道</b>	上水道、簡易水道	 <b>国土保全施設</b>	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊 防止施設、森林保安施設、海岸保全 施設、河川・砂防施設
 <b>通信施設</b>	有線放送電話施設、有線ラジオ放送 施設、テレビジョン放送共同受信施設、 その他の有線テレビジョン放送施設、 その他これに準ずる施設	 <b>交通安全施設</b>	信号機、道路標識、交通安全広報車、 その他これに準ずる施設(道路の 付属物を除く)
 <b>スポーツ等施設</b>	体育館、水泳プール、運動場、公園、 緑地、スキー場、スケート場、キャン プ場、遊歩道、サイクリング道路、 その他これに準ずる施設	 <b>熱供給施設</b>	地域冷暖房施設、 その他これに準ずる施設
 <b>環境衛生施設</b>	一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、 し尿処理施設)、公共下水道、都市下水路、 排水路、環境監視施設、産業廃棄物処 理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除 雪車、一般廃棄物の運搬車(ごみ収集車、 し尿収集車)、霊柩車、公害測定車、 その他これに準ずる施設	 <b>産業振興施設</b>	農道、林道、農業用排水施設、工業 団地、職業訓練施設、商工会館、 その他これに準ずる施設

表2 地域活性化事業

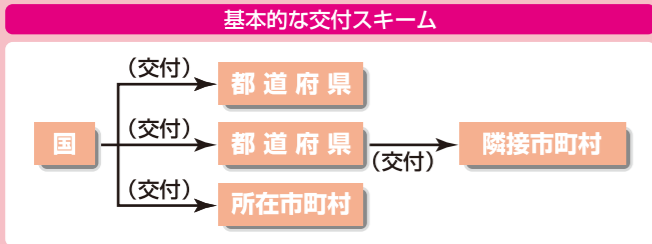
地場産業支援事業をはじめ、以下のようなソフト事業を実施することができます。

 <b>地場産業支援事業</b>	<b>地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業</b> ○情報提供・発信事業(特産品紹介、技術情報の発信及びこれに類する事業) ○特産品開発、販売促進支援事業(特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援及びこれに類する事業) ○産業技術実証・導入事業(地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業) ○地域内就業支援事業(リターン、トーン就職支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業)
 <b>地域資源利用魅力向上事業</b>	<b>地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業</b> ○情報提供・発信事業(観光PR、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業) ○観光資源開発事業(観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業) ○地域おこし事業(まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定・地域おこし事業及びこれに類する事業) ○伝統、芸術その他文化の保護・継承事業(祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業) ○イベント支援事業(音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業)
 <b>福祉サービス提供事業</b>	<b>地域における福祉サービスを提供する事業</b> ○情報提供・発信事業(インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業) ○老人福祉事業(老人ホーム運営、ホームヘルパー派遣、集会所運営、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業) ○身体障害者福祉事業(デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業) ○育児支援事業(育児カウンセリング、託児所の運営、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業) ○保育事業(保育所の運営、児童館における活動及びこれに類する事業) ○医療施設、社会福祉施設等運営事業(病院や社会福祉施設等、福祉サービスに係る運営の助成及びこれに類する事業)
 <b>環境維持・保全向上事業</b>	<b>地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業</b> ○情報提供・発信事業(環境保全PR及びこれに類する事業) ○環境維持・改善事業(ゴミ収集及びゴミの減量化事業、道路・河川環境の維持・保全、動植物保護及びこれに類する事業) ○地域森林整備事業(植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業) ○景観整備事業(都市環境設計及びこれに類する事業) ○公害防止事業(土壌汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業) ○リサイクル推進事業(廃棄物利用モデル構築及びこれに類する事業)
 <b>生活利便性向上事業</b>	<b>地域住民の生活利便性向上に資する事業</b> ○情報提供・発信事業(各種住民サービスのオンライン提供及びこれに類する事業) ○住民参加活動支援事業(NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業) ○地域内移動網運営事業(域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業) ○広域行政活動促進事業(広域行政促進のための調査研究、戦略策定及びこれに類する事業) ○公共施設利用促進活動支援事業(港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業)
 <b>人材育成事業</b>	<b>地域の人材育成に資する事業</b> ○情報提供・発信事業(各種研修の情報提供及びこれに類する事業) ○能力涵養事業(各種研修会開催、専門学校、大学等への進学や留学、研修機関における研修の受講のための奨励制度の設置及びこれに類する事業) ○能力涵養施設等運営事業(研修施設等の運営及びこれに類する事業) ○国際交流事業(姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業)

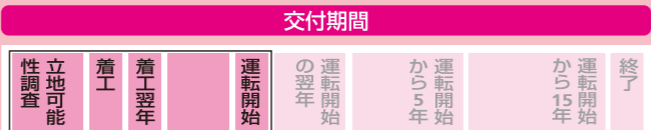
# 電源立地等初期対策交付金相当部分



※1 出力35万kW以上の商業用原子力発電施設、重要電源立地地域が交付対象。  
 ※2 沖縄県以外の区域に設置が予定されている火力発電施設については、平成21年度末日における電事法第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届出が行われた供給計画において、平成25年度までに着工し、かつ運転開始予定年度が平成30年度までのもの又は平成15年9月30日までに整備法第3条の規定に基づき地点指定を受けた時点において、着工予定年度が平成26年度以降であるものうち、指定時点における着工予定年度までに着工するものは、交付対象となる。



**交付対象者**  
 対象電源が設置される地点をその区域に含む都道府県又は市町村。



**原子力・地熱・火力(沖縄)・水力発電施設**  
 期間Ⅰ：立地可能性調査開始の翌年度～環境影響評価の開始年度  
 期間Ⅱ：環境影響評価開始の翌年度～(原子力発電施設10年間、地熱・火力・水力発電施設5年間)  
 期間Ⅲ：期間Ⅱの終了の翌年度～運転開始年度

**使用済燃料貯蔵施設、次期低レベル放射性廃棄物埋設施設**  
 期間Ⅰ：立地可能性調査の開始年度～都道府県知事の同意年度  
 期間Ⅱ：都道府県知事の同意翌年度～2年間

**特定放射性廃棄物の最終処分施設**  
 文献調査期間：文献調査の開始年度～概要調査の開始年度  
 概要調査期間：概要調査の開始年度～精密調査の開始年度

**深地層研究施設**  
 期間Ⅰ：立地可能性調査の開始年度～運転開始年度

## 交付限度額

金額は単年度交付限度額を示す。ただし( )内は期間内の交付限度額。

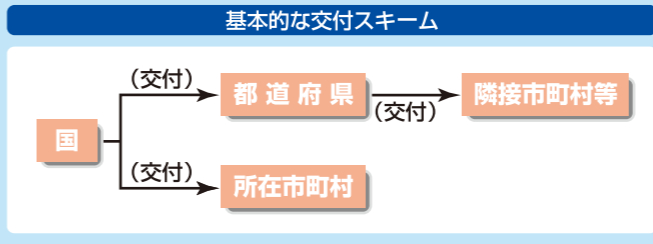
電源種別	期間Ⅰ	期間Ⅱ [10年間]			期間Ⅲ
		開発地点 <sup>※1</sup> (51.5億円)	その他 (39.5億円)	年間交付額	
原子力	1.4億円/年	9.8億円/年	9.8億円/年	0.8億円/年	
地熱	0.5億円/年	期間Ⅱ [5年間]		0.5億円/年	
		開発・促進地点 <sup>※1</sup> (6.5億円)	その他 (2.5億円)		
		2.5億円/年	0.5億円/年		
水力	0.4億円/年	期間Ⅱ [5年間]		0.4億円/年	
		開発・促進地点 <sup>※1</sup> (4.0億円)	その他 (2.0億円)		
		1.4億円/年	0.4億円/年		
火力(沖縄)	0.5億円/年	期間Ⅱ [5年間]		0.5億円/年	
		開発・促進地点石炭 <sup>※1</sup> (6.5億円)	開発・促進地点LNG <sup>※1</sup> (5.5億円)	その他 (2.5億円)	
		2.5億円/年	2.0億円/年	0.5億円/年	
使用済燃料貯蔵施設	1.4億円/年	期間Ⅱ [2年間] (19.6億円)			
		9.8億円/年			
MOX燃料加工施設	1.4億円/年	期間Ⅱ [2年間] (19.6億円)			
		9.8億円/年			
次期低レベル放射性廃棄物埋設施設	1.4億円/年	期間Ⅱ [2年間] (19.6億円)			
		9.8億円/年			
特定放射性廃棄物の最終処分施設	文献調査期間 (20億円)	概要調査期間 (70億円)			
	10億円/年 <sup>※2</sup>	20億円/年			
深地層研究施設	期間Ⅰ				
	0.8億円/年				

※1 開発・促進地点は、重要電源開発地点と重要電源促進地点を示す。  
 ※2 平成23年度末までに文献調査が開始された場合の金額です。

# 電源立地促進対策交付金相当部分



※1 発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。  
 ※2 沖縄県以外の区域に設置が予定されている火力発電施設については、平成21年度末日における電事法第29条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届出が行われた供給計画において、平成25年度までに着工し、かつ運転開始予定年度が平成30年度までのもの又は平成15年9月30日までに整備法第3条の規定に基づき地点指定を受けた時点において、着工予定年度が平成26年度以降であるものうち、指定時点における着工予定年度までに着工するものは、交付対象となる。



## 交付限度額

下記の数式により、交付限度額を算出。

出力135万kWの商業用原子力発電施設を新設する場合  
 (単価と係数は■第1表参照)

$$135 \text{ 万kW} \times 900 \text{ 円} \times 7 \times 2^{\text{注}} = 170 \text{ 億円}$$

(所在市町村と周辺市町村の計)

注) 所在市町村:周辺市町村の総額=1:1

●出力の小さい水力発電施設と地熱発電施設の場合、上記の計算式で算出した額が■第2表に掲げる金額に満たない場合は、■第2表に掲げる金額を限度額とします。

■第1表 (第3表に該当する関連施設を除く。)

発電用施設	kW当たりの単価	係数
原子力	550円 (800円,900円) <sup>※3</sup>	7
地熱	550円 250円	3
(第1種地域に設置) <sup>※1</sup> (第2種地域に設置) <sup>※2</sup>		
水力	250円	5
火力	550円 250円	3 (石炭火力 4)
(第1種地域に設置) <sup>※1</sup> (第2種地域に設置) <sup>※2</sup>		

※1 第1種地域とは、工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県もしくは当該道県とその区域が連続し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村または整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が1未満の市町村の区域です。  
 ※2 第2種地域とは、第1種地域以外の地域です。  
 ※3 商業用の原子力発電施設を新設する場合900円、増設する場合800円の単価が適用されます(平成22年度までに当該交付金相当部分の一部又は全部を交付されているものを除く)。

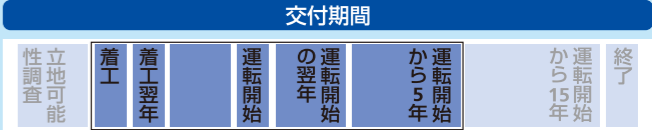
## 核燃料サイクル施設

下記の数式により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額(ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)

$$\text{設備能力} \times \text{交付単価 (円)}^{\text{※1}}$$

※1) 施設ごとの交付単価

**交付対象者**  
 下記の規模の発電用施設、核燃料サイクル施設が所在する市町村、隣接市町村等。  
 ※水力発電施設の場合は、原則として所在市町村のみ



発電用施設	規模
原子力	出力35万kW以上 ※
地熱	出力1万kW以上
水力	出力1千kW以上
火力	出力8万kW以上(沖縄に限る)

※日本原子力研究開発機構が設置する場合は、出力15万kW以上

■第2表

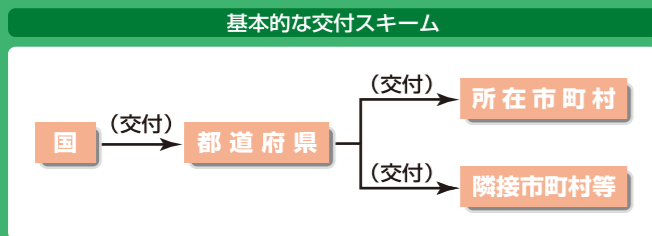
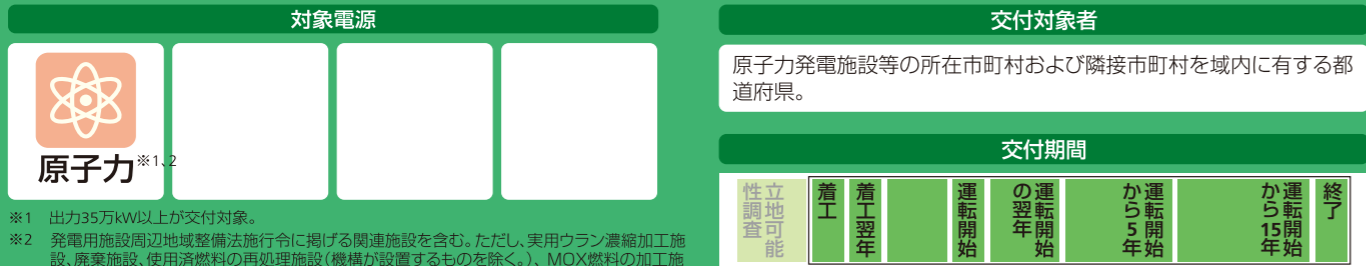
対象発電施設 の属する市町村の数	対象発電施設	
	5,000kW以上の 発電施設の場合	5,000kW未満の 発電施設の場合
1	5,500万円	4,000万円
2または3	各市町村ごとに 4,000万円	各市町村ごとに 2,500万円
4以上	11,000万円/ 市町村数	8,000万円/ 市町村数

注) 1つの市町村の区域に2つ以上の対象発電施設の設置工事が併行して行われる場合には、2号機以降のものについて、上記金額の8割に相当する額を交付限度額とします。

■第3表

施設名(設備能力)	所在市町村における単価(円)
使用済燃料貯蔵施設(最大貯蔵能力(トン))	490,000
MOX燃料加工施設(年間最大加工能力(トンMH))	38,181,800
海外返還低レベル放射性廃棄物管理施設(最大貯蔵能力(本))	191,000

# 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分



## 交付限度額

交付限度額は、都道府県内の原子力発電用施設所在市町村等ごとに、以下の式により算定した金額を合計した額となる。

$$\left( \text{電灯需要家契約口数} + \text{電力需要家契約kW数} \times 1/2 \right) \times \text{交付単価} \times 12 \text{ (カ月)}$$

## 電灯需要家契約口数・電力需要家契約kW数

電灯需要家契約口数・電力需要家契約kW数は、給付金交付助成措置（原子力立地給付金）を行う場合には、当該年度の10月1日現在の需要家数を用い、これ以外の措置を行う場合には、前年度の10月1日現在の需要家数を用います。

## 給付単価

給付単価は、交付年度の8月末日までに市町村の区域内で設置の工事が行われている又は運転が行われている原子力発電用施設の出力に応じて決定されます。給付単価は、市町村の区分（所在、隣接など）によっても変わります。（※9月1日以降に設置の工事が開始された原子力発電施設については、翌年度より交付金の対象となります。）

## 給付単価の算出方法

各市町村ごとに、次の①～③の表に基づいて算出する。

### ①基本単価表

設備能力区分 (万kW)	交付単価 (円/月)
100未満	300
100～200未満	400
200～300未満	500
300～400未満	600
400～500未満	700
500～600未満	800
600～700未満	900
700～800未満	1,000
800～900未満	1,100
900以上	1,200

※ 隣接市町村、隣々接市町村の基本単価は、原則として上表の2分の1の単価となります。

## ②新增設に係る割増単価

昭和56年4月1日以降および平成4年4月1日以降に原子力発電施設等の新增設が行われた場合は、次の算式の割増措置を行う。

$$\text{①で算出した基本単価} \times \left( 1 + 0.5 \times \frac{\text{S56.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right) \times \left( 1 + 0.5 \times \frac{\text{H4.4.1以降に新增設された能力}}{\text{総設備能力}} \right)$$

↓  
さらに

## ③新增設に係る特別単価

平成5年度から平成24年度までに原子力発電施設等の新增設が行われた場合については特別措置として以下の特別単価表に基づき交付金を交付する。

○新規地点

	着工後1～3年目	着工後4～5年目
電灯需要家契約1口当たり	3,000円 (2,400円)※	1,800円
電力需要家契約電力1kW当たり	1,500円 (1,200円)※	900円

※ 大型再処理施設の場合の単価。

○増設地点

$$\text{給付単価} = \text{現行単価} \times \frac{\text{既存設備能力}}{\text{総設備能力}} + \text{特別単価} \times \frac{\text{新設設備能力}}{\text{総設備能力}}$$

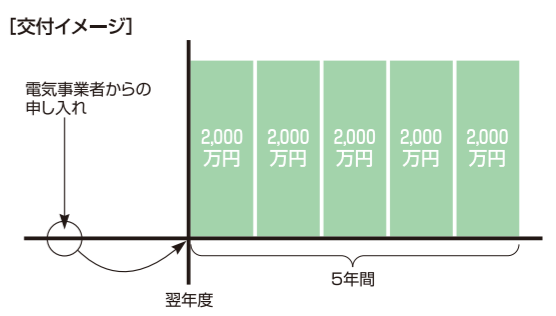
注1 隣接市町村および隣々接市町村については、上表の2分の1の単価となります。  
注2 電力需要家については、契約電力5,000kWで頭打ちとします。  
（ただし、頭打ち措置を適用することによって、特別措置の給付金が従来より低くなるような需要家に対しては、従来通りの額を給付します。）  
注3 本措置は、隣接市町村および隣々接市町村については、産業再配置補助金の特別誘導地域に該当する市町村、または、過去5年間で域内の総人口が減少している市町村に限り適用します。

## 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分におけるプルサーマル支援の概要

プルサーマルの実施を受け入れる自治体には以下の支援があります。

### プルサーマル実施に向けた理解促進活動等への支援

電気事業者が原子力発電所におけるMOX燃料の使用について立地自治体への申し入れを行った年の翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の限度額に加えて交付します。交付対象事業は、プルサーマルに係る理解促進活動に関する事業を基本としますが、電源立地地域対策交付金で実施可能なメニューの中から自主的に選択することも可能です。交付対象者は平成21年度末までに原子力発電施設でプルサーマルの実施を行う旨の申し入れを受けた所在市町村を域内に有する都道府県です。

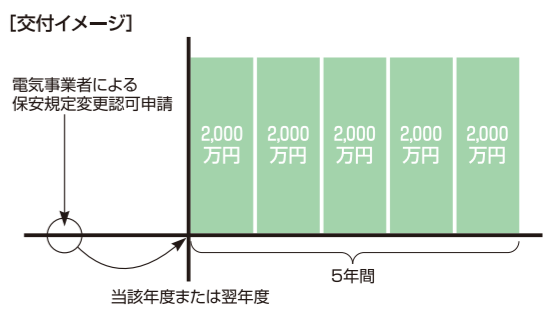


## 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分における新検査制度に対応した交付金の特例加算措置の概要

新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請がなされた原子力発電所が所在する自治体に対して、以下の加算措置があります。

### 新検査制度に対する理解促進活動等への支援

電気事業者が、新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った年度またはその翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分の限度額に加えて交付します。交付対象事業は、新検査制度に係る理解促進活動に関する事業を基本としますが、電源立地地域対策交付金で実施可能なメニューの中から自主的に選択することも可能です。交付対象者は、電気事業者が平成25年度末までに新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った原子力発電所が所在する市町村を域内に有する都道府県です。





## 電力移出県等交付金相当部分

対象電源



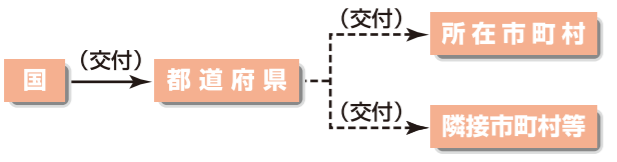
交付対象者

- 以下の2点を同時に満たしている都道府県。
  - 都道府県内の発電電力量が都道府県内の消費電力量を1.5倍以上の比率で上回っていること。
  - 誘導地域の面積の和が当該都道府県の総面積の50%以上。

交付期間

性立 地調 査可 能	着 工 翌年	運 転 開 始	運 転 開 始 の 翌 年	運 転 開 始 か ら 5 年	運 転 開 始 か ら 15 年	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間
---------------------	--------------	------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

基本的な交付スキーム



### 交付限度額

下記の基本単価表に従い、移出電力量（発電電力量と消費電力量の差）当たりの一定額を交付。（以下に例示）

$$\text{移出電力量} = \text{道府県内発電電力量} - \text{道府県内消費電力量}$$

$$\text{移出電力量 (MWh)} \times \text{※交付単価} = \text{交付限度額}$$

※ 交付単価は27円

### 発電電力量の算定方法

発電電力量については、商業用原子力発電施設は「実績発電電力量」を用いる。その他の発電施設については発電施設の出力を基にした「想定発電電力量」と実際の運転実績を基にした「実績発電電力量」を下記の計算式により合算して算定する。



原子力

$$\text{発電電力量} = \text{実績発電電力量}$$



地熱



水力



火力

$$\text{発電電力量} = \text{想定発電電力量等} \times 1/3 + \text{実績発電電力量} \times 2/3$$

※「実績発電電力量」は交付年度の2会計年度前の運転実績を用いる。  
※着工翌年度から運転開始翌年度までは、出力を基に「実績発電電力量」を算出する。

### 初号機が設置される地点への割増措置

出力50万kW以上の商業用原子力発電施設の初号機（市町村において初めて設置される原子力発電施設をいう。）が設置される地点を含む都道府県については、着工年度から5年間に限り、毎年度10億円を割増交付する。

### 「市町村枠」

交付限度額の一部を都道府県が発電用施設の所在又は隣接市町村等に交付する。（ただし、電力量によって、「市町村枠」が設けられないことがある。）

## 水力発電施設周辺地域交付金相当部分

対象電源



水力

交付対象者

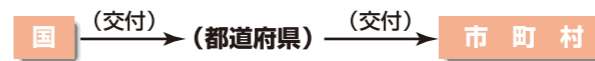
運転開始後15年以上経過している水力発電施設が所在し、その評価出力の合計が1,000kW以上で、かつ、基準発電電力量の合計が500万kWh以上の水力発電所がある市町村へ、都道府県を通じて交付。

交付期間

性立 地調 査可 能	着 工 翌年	運 転 開 始	運 転 開 始 の 翌 年	運 転 開 始 か ら 5 年	運 転 開 始 か ら 15 年	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間	運 転 開 始 後 15 年 経 過 以降 から 最大 40 年間
---------------------	--------------	------------------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	--

7年間（ただし、当該期間中に水力発電施設周辺市町村が、電気事業者等の行う発電に利用される水資源に関する調査・開発に協力した場合は、最大40年の交付を受けることが可能）。

基本的な交付スキーム



### 交付限度額

当該市町村に存する水力発電施設等に応じて、算出した算定発電電力量（交付申請年度の11年前の会計年度から2年前の会計年度までの年間平均発電電力量を当該水力発電施設等に係る該当市町村数で除した発電電力量）にkWh当たり5.9銭（揚水2.95銭）を乗じた額により算定された金額に以下の順序により調整を行った額。

- ①算定された交付限度額が平成22年度交付限度額を上回る場合、上回る部分について、その金額に1/10を乗じた額を平成22年度交付限度額に加算した額を交付限度額とする。
  - ②算定された交付限度額が1億円を上回る場合、1億円を上回る部分について、その金額に1/2を乗じた額を1億円に加算した額を交付限度額とする。
  - ③算定された交付限度額が平成22年度交付限度額の2/3を下回る場合、平成22年度交付限度額の2/3を交付限度額とする。
- 最低保証額 440万円 ●最高限度額 なし

### 【交付限度額の具体的算定例】

（前提）

- ・基準（算定） 発電電力量：1,200,000MWh
- ・特定区分施設別市町村：発電所…旧B、ダム…A、貯水池…A・D、特定区分…A～D

●A町（貯水池、ダム、特定区分に該当）

平成22年度交付限度額=39,375千円

新制度における交付限度額

- ・算定発電電力量=400,000MWh=1,200,000MWh÷3

- ・交付限度額=400,000MWh×5.9銭=23,600千円

算定された額が、平成22年度交付限度額の3分の2に満たないため、上記①により、調整後の交付限度額=39,375×2/3=26,250千円

●C市（旧B町…発電所・特定区分に該当、旧C市…特定区分に該当）

平成22年度交付限度額=28,125+5,625=33,750千円

- ・旧B町の交付限度額=28,125千円

- ・旧C市の交付限度額=5,625千円

新制度における交付限度額

- ・算定発電電力量=400,000MWh=1,200,000MWh÷3

- ・交付限度額=400,000MWh×5.9銭=23,600千円

算定された額が、平成22年度交付限度額の3分の2以上であるため、調整後の交付限度額=23,600千円

●D村（貯水池、特定区分に該当）

平成22年度交付限度額=16,875千円

新制度における交付限度額

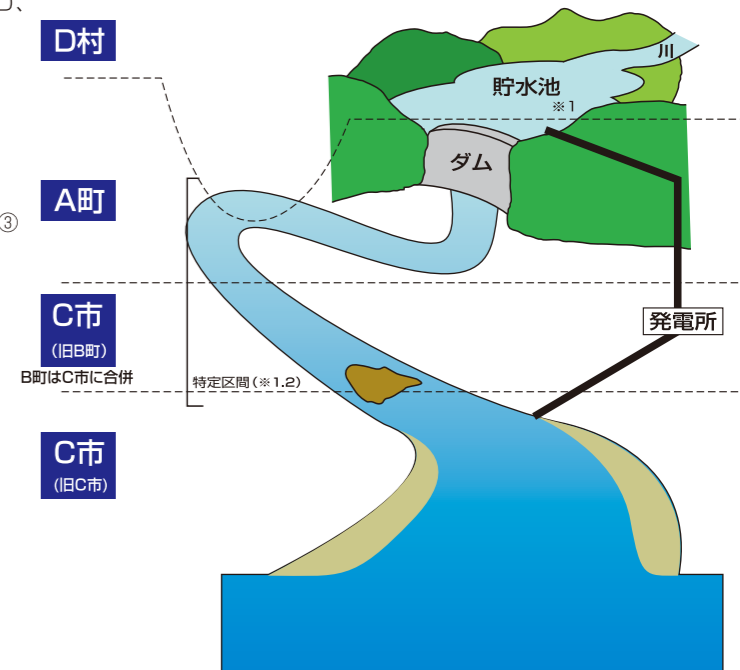
- ・算定発電電力量=400,000MWh=1,200,000MWh÷3

- ・交付限度額=400,000MWh×5.9銭=23,600千円

算定された額が、平成22年度交付限度額を上回るため、上記①により、調整後の交付限度額=(23,600-16,875)×1/10+16,875=17,548千円

### 【平成23年度の経過措置について】

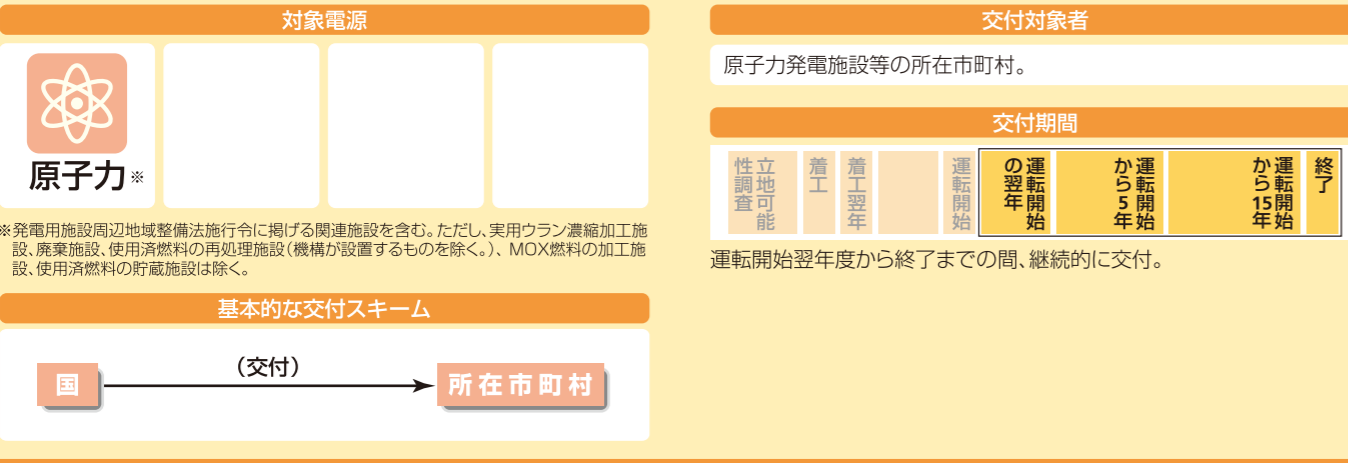
調整後の交付限度額が平成22年度の交付限度額を下回る市町村については、その減額幅を緩和するような経過措置を実施する。（水力発電施設周辺地域交付金相当部分全体として、減額幅が半分程度となるような激変緩和措置。）ただし、平成22年度交付限度額における最低保証額450万円から平成23年度交付限度額における最低保証額440万円への移行分については、経過措置の対象外。



- ※1. 2以上の市町村の区域にまたがって設置されている施設の算定発電電力量については、当該施設の面積等に関わらず、市町村数で除して求める。
- ※2. 特定区分とは、下表に掲げる区分をいう。

取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが500メートル未満のものを除く）
取水口の下流域に放水口が設置されていない河川	取水口から当該河川に存する地点であって当該地点に係る集水域の面積が当該取水口に係る集水域の1.5倍となる地点までの区間
上記に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する場合にあっては、取水口から海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。	

# 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分



## 商用原子力発電施設に係る交付限度額

- ◆基本交付金額：交付単価(1MWh当たり31円)×前々会計年度における発電電力量(MWh)
- ◆15年以上、30年以上、40年以上経過する原子力発電施設についてはそれぞれ1億円を加算。
- ◆原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量1トン当たり40万円を加算。

## 独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する施設に係る交付限度額

交付限度額  $A+B+C+D+E+F+G+H$

対象施設の設備能力区分、発電電力量区分及び使用済燃料の貯蔵量区分に応じ、下表 A ~ H に掲げる金額の合計額を毎年交付します。  
( A ~ C : 設備能力区分、 D ~ F : 発電電力量区分、 G : 40年経過分 H : 使用済燃料の貯蔵量区分)

- A** 施設の設備能力の区分に応じ、交付単価表Aに掲げる金額。
- B** 運転開始後15年以上経過する施設については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表Bに掲げる金額。
- C** 運転開始後30年以上経過する施設については、その設備能力の区分に応じ、交付単価表Cに掲げる金額の2倍。
- D** 前々会計年度における発電電力量の区分に応じ、交付単価表Dに掲げる金額。
- E** 運転開始後15年以上経過する施設については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表Eに掲げる金額。
- F** 運転開始後30年以上経過する施設については、その発電電力量の区分に応じ、交付単価表Fに掲げる金額の2倍。
- G** 運転開始後40年を経過する施設(深地層研究施設を除く)については、運転開始後40年を経過する年度に一定額を交付。
- H** 施設のサイト内における使用済燃料の貯蔵量に応じて定額を交付。

**交付単価表A**

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
100未満	1.0
100~200	2.0
200~300	3.0
300~400	4.0
以下100万kW当たり1.0億円増	

**交付単価表B**

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
100未満	0.5
100~200	1.0
200~300	1.5
300~400	2.0
以下100万kW当たり0.5億円増	

**交付単価表C**

設備出力(万kW)	交付単価(億円)
0~100	0.5
100~200	0.75
200~300	0.875
300~400	0.9375
以下100万kW毎に額を設定	

**交付単価表D**

発電電力量(万MWh)	交付単価(億円)
0~100	0.1
100~200	0.2
200~300	0.3
300~400	0.4
以下100万MWh当たり0.1億円増	

**交付単価表E**

発電電力量(万MWh)	交付単価(億円)
0~100	0.05
100~200	0.1
200~300	0.15
300~400	0.2
以下100万MWh当たり0.05億円増	

**交付単価表F**

発電電力量(万MWh)	交付単価(億円)
0~100	0.06640
100~200	0.12728
200~300	0.18312
300~400	0.23431
以下100万MWh毎に額を設定	

**交付単価表G**

対象施設・年度	交付単価(億円)
当該施設が運転開始後40年を経過する年度	1.0

**交付単価表H**

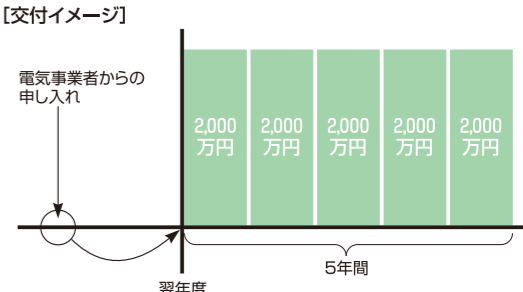
貯蔵量	交付単価(1トン当り、万円)
施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量	40

## 原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分におけるプルサーマル支援の概要

プルサーマルの実施を受け入れる自治体には以下の①~③のとおり支援があります。

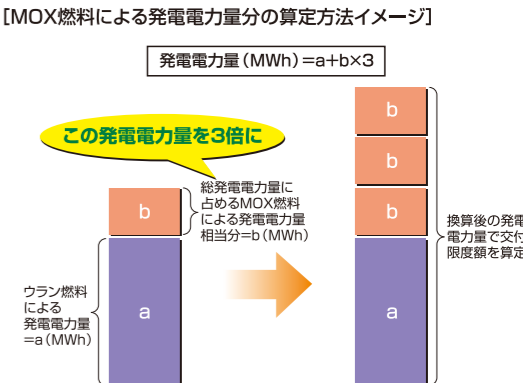
### ①プルサーマル実施に向けた理解促進活動等への支援

電気事業者が原子力発電所におけるMOX燃料の使用について立地自治体への申入れを行った年の翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の限度額に加えて交付します。  
交付対象事業は、プルサーマルに係る理解促進活動に関する事業を基本としますが、電源立地地域対策交付金で実施可能なメニューの中から自主的に選択することも可能です。  
交付対象者は、平成21年度末までに原子力発電施設でプルサーマルの実施を行う旨の申入れを受けた市町村です。



### ②MOX燃料による発電電力量実績に応じた支援

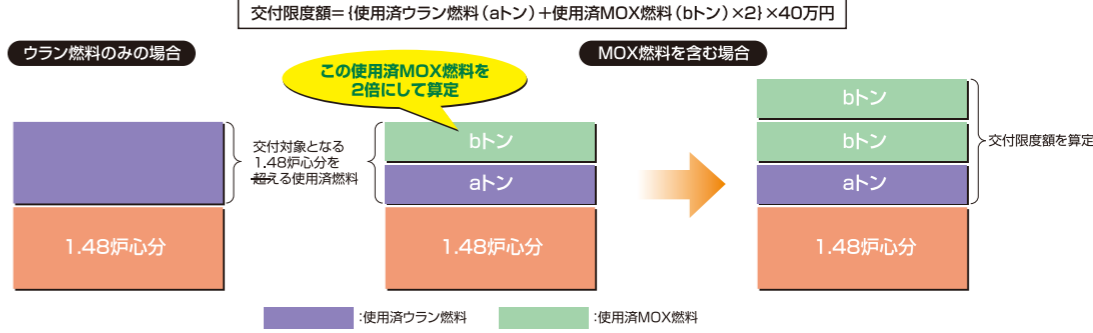
原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の限度額のうち、発電電力量に応じた交付限度額の算定方法に、MOX燃料の使用により得られた発電電力量を実質3倍にして算定する制度です。



### ③使用済MOX燃料の貯蔵量実績に応じた支援

原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分の限度額のうち、使用済MOX燃料の貯蔵量実績に応じた支援を行う制度です。  
原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料のうち使用済MOX燃料分を2倍にして算定します。

【使用済燃料貯蔵設備の算定方法イメージ】

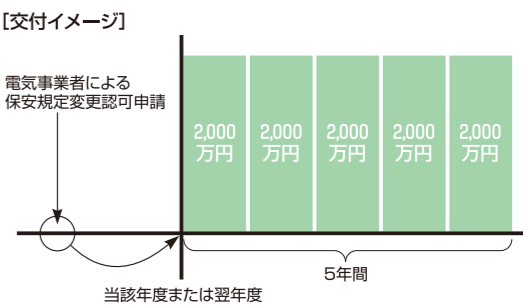


## 原子力発電施設等長期発展対策交付金相当部分における新検査制度に対応した交付金の特例加算措置の概要

新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請がなされた原子力発電所が所在する自治体に対して、以下の加算措置があります。

### 新検査制度に対する理解促進活動等への支援

電気事業者が、新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った年度またはその翌年度から5年間、年間2,000万円を原子力発電施設等長期発展対策交付金相当部分の限度額に加えて交付します。  
交付対象事業は、新検査制度に係る理解促進活動に関する事業を基本としますが、電源立地地域対策交付金で実施可能なメニューの中から自主的に選択することも可能です。  
交付対象者は、電気事業者が平成25年度末までに新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請を行った原子力発電所が所在する市町村です。



## 核燃料サイクル施設交付金相当部分



下記の数式により、所在市町村の交付限度額を算出。都道府県の限度額は所在市町村の交付限度額の2倍の額(ただし、使用済燃料貯蔵施設については所在市町村の交付限度額と同額)。

### 交付限度額



※1) 最大年間交付限度額の8割を保証  
 ※2) 施設ごとの交付単価

施設名	建設段階		運転段階	
	設備能力	所在市町村における交付単価(円)	稼働実績	所在市町村における交付単価(円)
使用済燃料の再処理施設	年間最大処理能力(トン)	1,188,000	年間処理量(トン)	1,485,000
海外返還高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	最大貯蔵能力(本)	118,000	貯蔵量(本)	147,500
海外返還低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	最大貯蔵能力(本)	34,000	貯蔵量(本)	42,500
MOX燃料加工施設	年間最大加工能力(トンMH)	2,462,000	年間加工量(トンMH)	3,077,500
実用ウラン濃縮加工施設	年間最大生産能力(トンSWU)	267,000	年間生産量(トンSWU)	333,750
使用済燃料貯蔵施設	最大貯蔵能力(トン)	500,000	貯蔵量(トン)	625,000
原子力発電施設から生じる低レベル放射性廃棄物の埋設施設	最大埋設能力(本)	900	年間搬入量(本)	12,500

## 電源立地等推進対策交付金

### 原子力発電施設立地地域共生交付金



### 交付限度額

- 1つの原子力発電所につき25億円(年間限度額12.5億円)を交付。

### 対象事業

- 地域活性化事業
- 福祉対策事業
- 公共用施設整備事業
- 企業導入・産業活性化事業

### ■「地域振興計画」について

原子力発電施設立地地域共生交付金については、交付の申請を行うにあたり、「地域振興計画」の作成が必要となります。

「地域振興計画」は

- 1) 事業地域の地域振興に寄与するための事業に関する計画であり、
- 2) 原子力発電施設の所在市町村及び周辺市町村の行政運営に資するものであり、
- 3) 原子力発電施設の設置及び長期的な運転の円滑化に資するための計画です。

なお、都道府県が作成する「地域振興計画」については、計画の妥当性や地域振興への寄与度等について、外部の有識者のご意見を聞くことになっております。

# 広報・安全等対策交付金

**対象電源**

原子力

※原子力関連施設を含む。

**基本的な交付スキーム**

**交付対象者**

原子力発電施設等が設置され、又はその設置が予定されている市町村を区域内に含む都道府県等。

**交付期間**

供給計画に掲げられた年度～施設使用終了年度

**年間スケジュール**

申請時期: 毎年2回 上期: 4月1日～5月31日  
下期: 10月16日～10月31日

## 交付対象事業

- ① 広報・安全等対策事業
  - ・原子力発電に関する知識の普及
  - ・周辺住民の安全確保に関する調査
  - ・原子力発電施設等の安全性に関して行われる連絡調整
- ② 原子力広報研修施設整備事業
  - ・原子力発電に関する知識の普及に資する施設の整備に関する事業
- ③ 温排水影響調査等事業
  - ・温排水影響調査設備等整備事業
  - ・温排水事前調査事業
  - ・温排水影響調査事業

## 交付限度額

### ① 広報・安全等対策事業

#### ■ 都道府県が行う広報・安全等対策事業

原子力発電施設の使用を開始しているものの数等		原子力発電施設の使用を開始していないものの数			
		0	1	2	3以上
0	原子力発電施設の公表がなされていないものがある場合	—	24	33	42
	その他の場合	—	18	27	27
1		24	33	42	42
2		33	42	42	42
3以上		42	42	42	42

※ただし、供給計画の初年度以降3年を経過しても重要電源開発地点として当該原子力発電施設に関する事項が公表されない場合、公表される日の属する会計年度の前年度末日まで交付を停止する。

#### ■ 所在市町村が行う広報・安全等対策事業

原子力発電施設の使用を開始しているものの数等		原子力発電施設の使用を開始していないものの数			
		0	1	2	3以上
0	原子力発電施設の公表がなされていないものがある場合	—	18	22.5	27
	その他の場合	—	9	13.5	13.5
1		18	22.5	27	27
2		22.5	27	27	27
3以上		27	27	27	27

※ただし、運転中の施設について、当該施設の設置工事が完了した日の属する会計年度から3年後の会計年度を超えて使用されているものがある場合は別途積算する。

- ② 原子力広報研修施設整備事業
  - ・1 広報研修施設につき約3.89億円(定額交付)
- ③ 温排水影響調査等事業
  - ・1 事業所につき2.5百万円～7百万円

# 電源地域振興促進事業費補助金

原子力発電施設等の周辺地域における立地企業への電気料金の割引措置となる補助及び電源地域の産業関連施設等の整備事業に対して補助を行う。

## 電源地域産業関連施設等整備事業費(D補助金)

1億円

## 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費(F補助金)

64億円

# 電源地域振興促進事業費補助金

発電所がある地域への企業立地をあらゆる面から支援します。

## 電源地域産業関連施設等整備事業(D補助金)

企業立地促進法の規定に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象地域内において、当該計画に位置づけられた企業立地等の円滑化に資する産業関連施設等の整備事業を実施する電源地域の地方公共団体等に対し、補助を行います。

**対象電源**

原子力<sup>※1</sup>

水力

火力(沖縄)

**対象施設**

- ・貸工場・貸事業場等
- ・研究機器等

**基本的な事業スキーム**

**交付対象者**

地方公共団体・第3セクター(PFI事業者)

**対象地域(電源地域)**

- ・企業立地促進法の規定に基づき国の同意を受けた「基本計画」の対象地域

※1 発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。

# 電源地域振興促進事業費補助金

## 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業（F補助金）

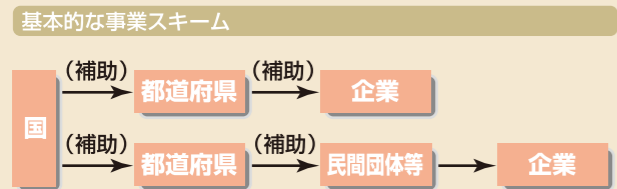
原子力立地地域における企業立地支援を通じての雇用促進と産業振興が目的。都道府県を通じて雇用増加を生む企業に対して一定期間にわたって、電気料金の実質的割引措置になる補助金を交付します。

対象電源	交付対象者
 <p>原子力</p> <p>※発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。</p>	<p>原子力発電等の所在市町村及び隣接市町村を域内に有する都道府県</p>
対象地域	交付期間
<p>原子力立地地域（見込み地域を含む）</p>	<p>新設・増設した翌年から8年</p>

**対象地域**  
原子力立地地域（見込み地域を含む）

**補助対象の事業者**  
原子力立地地域などの周辺地域で新設・増設（契約電力の増があること）した3人以上の雇用をもたらす企業であり、地域の産業振興に貢献するなど、必要と認められる企業に、都道府県を通じて交付します。  
※平成25年3月に対象地域の見直しを実施いたします（次ページ参照）。

**補助要件**  
①新規立地や工場等の増設に伴う契約電力の増があること。  
②新たな雇用者の増加数が3人以上あること。  
③新たな投資額（固定資産）が一定額以上あること。（※）  
・所在市町村：新設500万円（増設250万円）  
・隣接市町村：新設1,000万円（増設500万円）  
※特例加算を受ける場合のみの要件とします。



**交付額**  
以下の基準で算出した額を交付額とし、新増設<sup>注1</sup>した半期の翌半期から8年間（雇用人数が3人を下まわった場合は、その半期は不交付）交付となります。

**契約電力分①+特例加算分②=算定交付額**  
上記で求めた算定交付額と③の交付限度額（イ：支払電気料金、ロ：算定電気料金）との比較を行い、最も低い額を交付額として決定します。

**①契約電力分**  
増加した契約電力に、支払電気料金に応じて定めた単価を乗じて算出した金額。  
 $契約電力^{注2} \times (算定単価 - 交付金単価)^{注3} \times 電気料金支払月数$

**②特例加算分**  
増加した雇用人数に応じて算定した金額。  
 $増加した雇用人数 \times 300,000円^{注4}$

**③交付限度額**  
イ 支払電気料金：半期における実電気料金×係数<sup>注5</sup>（実契約電力×交付金単価×支払月数）  
ロ 算定電気料金：算定契約電力×（算定単価×係数<sup>注6</sup> - 交付金単価）×支払月数

注1 増設の場合は、基本的に「増設後の契約kW-増設前の契約kW」  
注2 交付額算定上の契約電力は、雇用効果が3人以上20人未満の企業は1,500kW、20人以上の企業は2,500kWが限度となります。  
注3 直前の電気料金支払い実績に応じて補正されます。また、電源立地地域対策交付金の交付対象地域では、当該交付金単価との差額分が本補助金の交付単価となります。  
注4 単価は、隣接市町村の場合、所在市町村の半額となります。  
注5 所在、隣接（旧隣接）、隣接（旧外部）により異なる係数となります。  
注6 所在、隣接（旧隣接）、隣接（旧外部）により異なる係数となります。

**特例加算の対象（交付金額の加算措置）**  
○製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種が特例加算の対象となります。  
○地方公共団体で支援制度を整備している特定業種については、都道府県又は市町村における企業立地の促進等を目的とした条例に基づくもの等をいいます。

**特例増設の対象（交付期間の取扱い）**  
○本補助金の交付を受ける事業者が、新たに増設を行う場合において、次に掲げる要件を満たす場合、2回に限り、更に交付期間を延長することが可能となります。  
ア) 左ページの補助要件①、②を満たすこと。  
イ) 所在市町村：投資額（固定資産）が250万円以上であること。  
ウ) 隣接市町村：投資額（固定資産）が500万円以上であること。  
エ) 製造業又は地方公共団体で支援制度を整備している特定業種であること。

**交付例**

・市町村区分：所在市町村	・算定単価：1,500円	※算定単価及び交付金単価は別途算定。
・業種：製造業	・交付金単価：788円	
・契約電力：3,000kW	・雇用増加数：100人	
・電力料金：62,000,000円/半期		

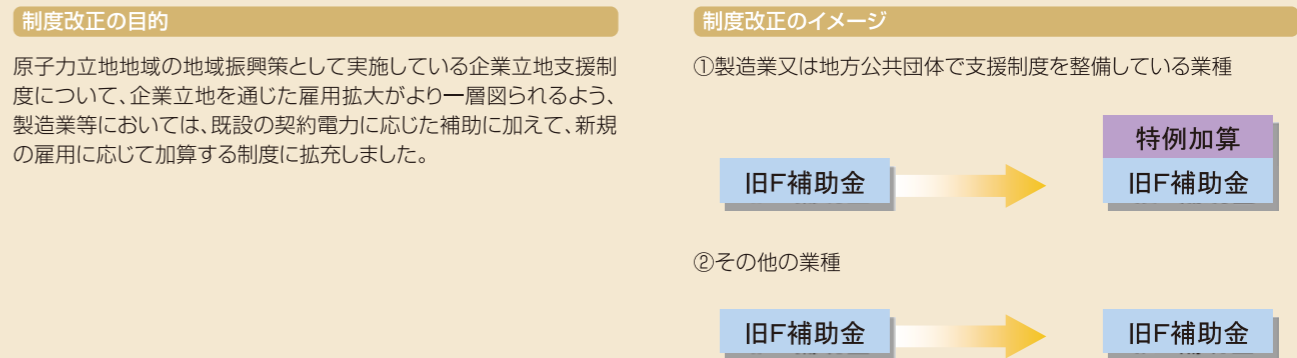
算定交付額と交付限度額（支払電気料金、算定電気料金）との比較を行い、最も低い額を交付額として決定します。

○算定交付額 = (2,500 × (1,500 - 788) × 6) + (100 × 300,000)	= 40,680,000円
○支払電気料金 = 62,000,000 - (3,000 × 788 × 6)	= 47,816,000円
○算定電気料金 = (2,500 × (1,500 × 2 - 788)) × 6	= 33,180,000円

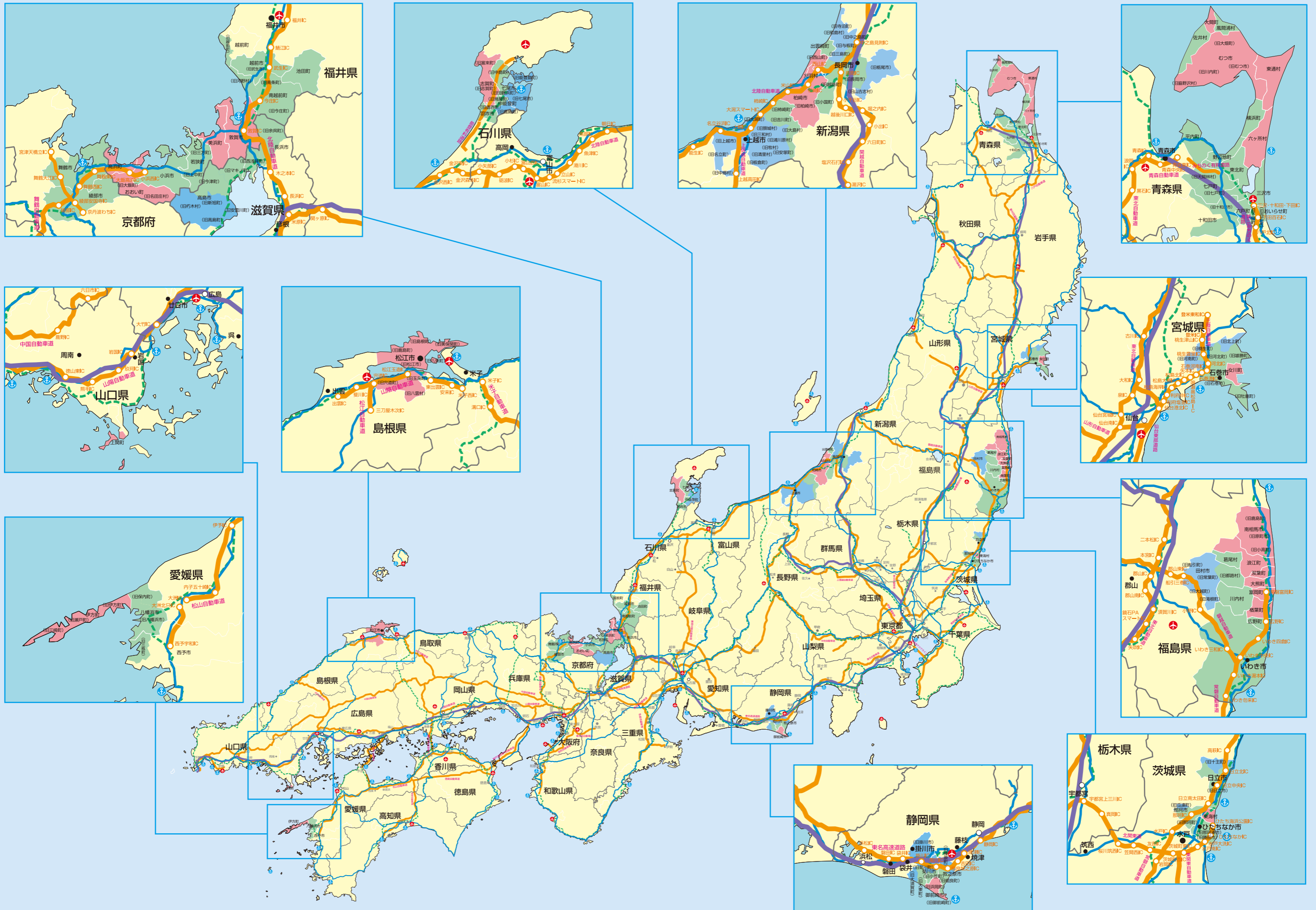
**○補助金交付額（6か月分） 33,180,000円**

**本補助制度の対象地域見直しについて（平成25年度から）**  
○本補助金の対象地域のうち、隣接市町村（旧外部（次ページ青色の市町村））については、平成25年3月末日まで、対象地域として取り扱います。  
○なお、経過措置として、平成25年3月末日までに、新規立地又は増設等といった補助要件を満たしている事業者については、一定期間、引き続き申請が可能です。

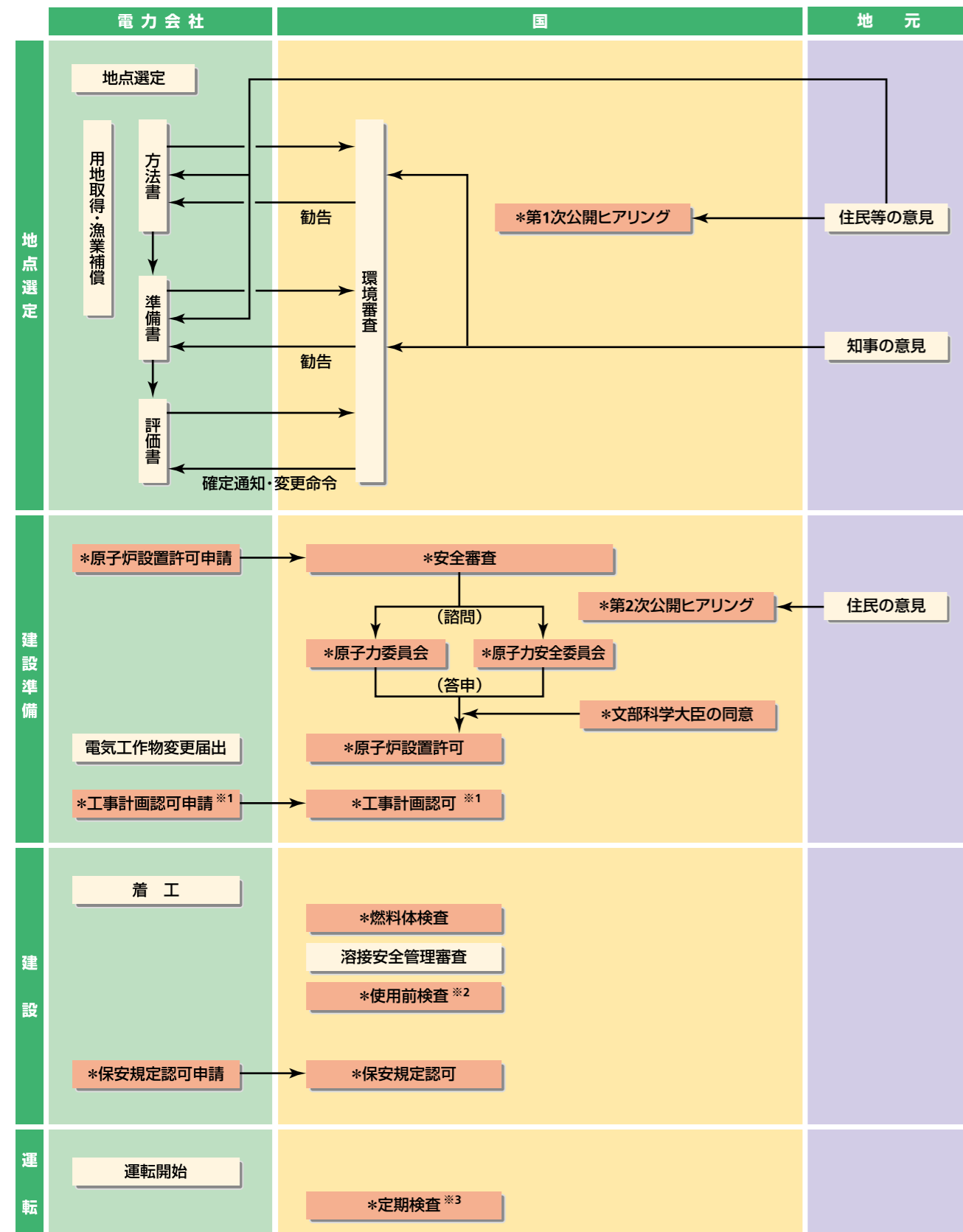
### 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業改正の概要（平成20年度予算から適用）







環境保全や安全性に十分に配慮し、地元の声を反映しながら推進します。

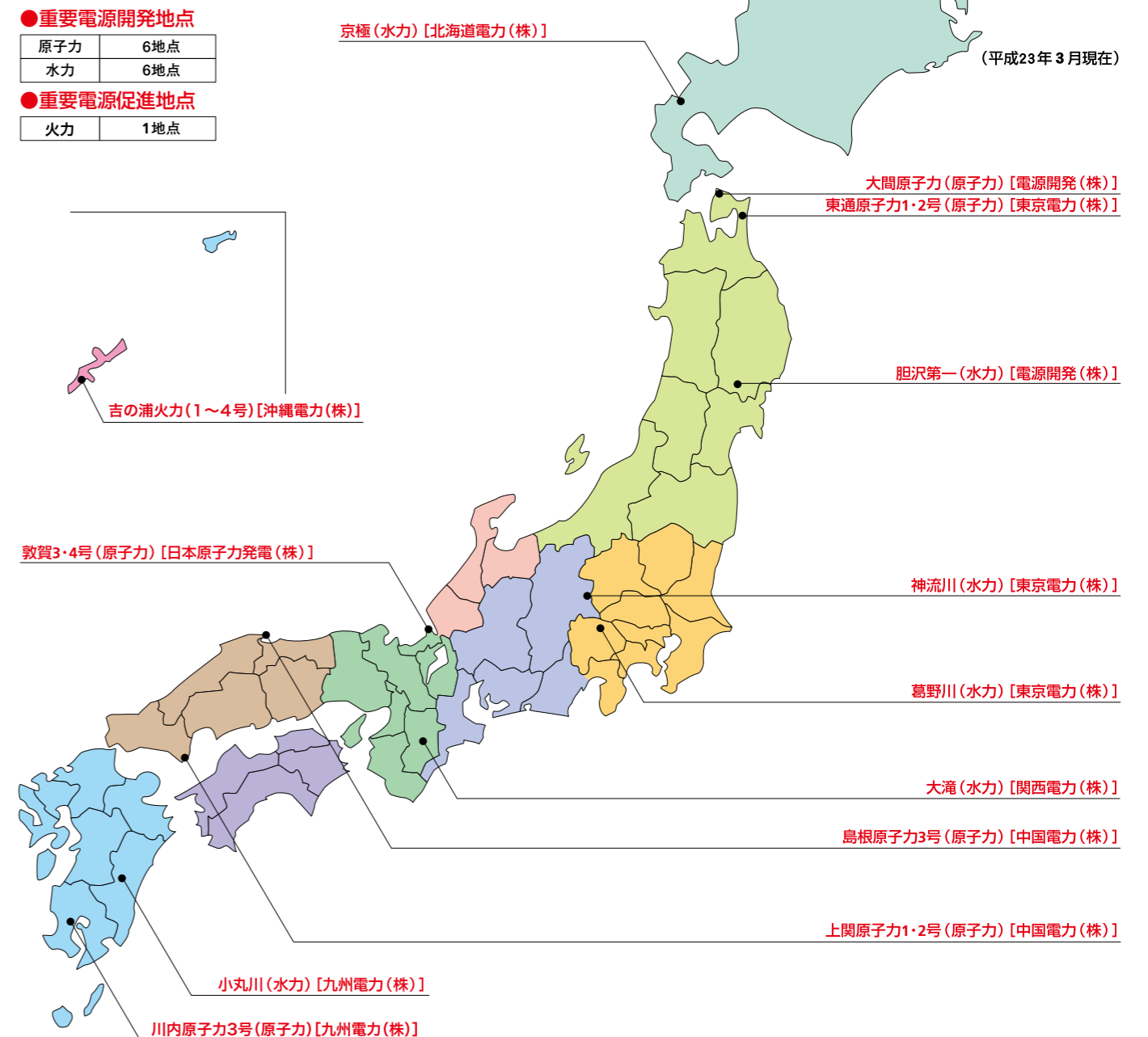


※1 原子力発電所以外の発電所の場合、工事計画は電気事業者からの届出のみです。  
 ※2 原子力発電所以外の発電所の場合、使用前安全管理審査となります。  
 ※3 原子力発電所以外の発電所の場合、定期安全管理審査となります。

\* は原子力発電所のみ必要な手続き等になります。

### 重要な電源開発に係る地点の指定について

- ①根拠: 「電源開発に係る地点の指定について」(平成16年9月10日閣議了解)
- ②指定者: 電気事業者等の申請に基づき  
 重要電源開発地点-経済産業大臣  
 重要電源促進地点-資源エネルギー庁長官が指定
- ③対象: 原子力、水力、地熱等の長期固定電源及び沖縄県内の火力
- ④内容: 個別発電所の地点、方式、出力等
- ⑤手続: 重要電源開発地点-都道府県知事の意見聴取、関係省庁との協議等  
 重要電源促進地点-市町村長の同意 等
- ⑥効果: 組み入れられた立地地点には、以下の効果あり  
 (1) 当該地点の地元の合意形成の円滑化  
 (2) 当該地点の発電所設置にかかる関係省庁等の許認可が円滑化  
 (3) 当該地点の地方公共団体に対する電源立地地域対策交付金の限度額の引き上げ





8. 原子力発電所の運転・建設状況

	設置者名	発電所名(設備番号)	所在地	炉型	認可出力(万kW)	原子炉設置許可年月日	第一回工事計画認可年月日	運転開始年月日	
運 転 中	日本原子力発電(株)	東海第二	茨城県那珂郡東海村	BWR	110.0	1972-12-23	1973-04-09	1978-11-28	
		敦賀(1号)	福井県敦賀市	BWR	35.7	1966-04-22	1967-02-27	1970-03-14	
		敦賀(2号)		PWR	116.0	1982-01-26	1982-03-06	1987-02-17	
	北海道電力(株)	泊(1号)	北海道古宇郡泊村	PWR	57.9	1984-06-14	1984-08-30	1989-06-22	
		泊(2号)		PWR	57.9	1984-06-14	1984-08-30	1991-04-12	
		泊(3号)		PWR	91.2	2003-07-02	2003-11-21	2009-12-22	
	東北電力(株)	女川原子力(1号)	宮城県牡鹿郡女川町、石巻市	BWR	52.4	1970-12-10	1971-05-29	1984-06-01	
		女川原子力(2号)		BWR	82.5	1989-02-28	1989-06-08	1995-07-28	
		女川原子力(3号)		BWR	82.5	1996-04-12	1996-09-11	2002-01-30	
		東通原子力(1号)	青森県下北郡東通村	BWR	110.0	1998-08-31	1998-12-24	2005-12-08	
	東京電力(株)	福島第一原子力(1号)	福島県双葉郡大熊町、双葉町	BWR	46.0	1966-12-01	1967-09-29	1971-03-26	
		福島第一原子力(2号)		BWR	78.4	1968-03-29	1969-05-27	1974-07-18	
		福島第一原子力(3号)		BWR	78.4	1970-01-23	1970-10-17	1976-03-27	
		福島第一原子力(4号)		BWR	78.4	1972-01-13	1972-05-08	1978-10-12	
		福島第一原子力(5号)		BWR	78.4	1971-09-23	1971-12-22	1978-04-18	
		福島第一原子力(6号)		BWR	110.0	1972-12-12	1973-03-16	1979-10-24	
		福島第一原子力(7号)		BWR	110.0	1974-04-30	1975-08-21	1982-04-20	
		福島第二原子力(2号)	福島県双葉郡富岡町、楢葉町	BWR	110.0	1978-06-26	1979-01-23	1984-02-03	
		福島第二原子力(3号)		BWR	110.0	1980-08-04	1980-11-10	1985-06-21	
		福島第二原子力(4号)		BWR	110.0	1980-08-04	1980-11-10	1987-08-25	
		柏崎刈羽原子力(1号)		BWR	110.0	1977-09-01	1978-11-04	1985-09-18	
		柏崎刈羽原子力(2号)		BWR	110.0	1983-05-06	1983-08-22	1990-09-28	
		新潟県柏崎市、刈羽郡刈羽村	柏崎刈羽原子力(3号)	BWR	110.0	1987-04-09	1987-06-16	1993-08-11	
			柏崎刈羽原子力(4号)	BWR	110.0	1987-04-09	1987-06-16	1994-08-11	
			柏崎刈羽原子力(5号)	BWR	110.0	1983-05-06	1983-08-22	1990-04-10	
			柏崎刈羽原子力(6号)	ABWR	135.6	1991-05-15	1991-08-23	1996-11-07	
			柏崎刈羽原子力(7号)	ABWR	135.6	1991-05-15	1991-08-23	1997-07-02	
	中部電力(株)		浜岡原子力(3号)	静岡県御前崎市	BWR	110.0	1981-11-16	1982-06-14	1987-08-28
			浜岡原子力(4号)		BWR	113.7	1988-08-10	1988-10-25	1993-09-03
		浜岡原子力(5号)	ABWR		126.7	1998-12-25	1999-03-19	2005-01-18	
	北陸電力(株)	志賀原子力(1号)	石川県羽咋郡志賀町	BWR	54.0	1988-08-22	1988-11-02	1993-07-30	
		志賀原子力(2号)		ABWR	120.6	1999-04-14	1999-08-27	2006-03-15	
	関西電力(株)	美浜(1号)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	1966-12-01	1967-08-21	1970-11-28	
		美浜(2号)		PWR	50.0	1968-05-10	1968-12-19	1972-07-25	
		美浜(3号)		PWR	82.6	1972-03-13	1972-07-31	1976-12-01	
		高浜(1号)	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	1969-12-12	1970-04-21	1974-11-14	
		高浜(2号)		PWR	82.6	1970-11-25	1971-02-27	1975-11-14	
		高浜(3号)		PWR	87.0	1980-08-04	1980-11-10	1985-01-17	
		高浜(4号)		PWR	87.0	1980-08-04	1980-11-10	1985-06-05	
		大飯(1号)		PWR	117.5	1972-07-04	1972-10-21	1979-03-27	
		福井県大飯郡おおい町	大飯(2号)	PWR	117.5	1972-07-04	1972-11-14	1979-12-05	
			大飯(3号)	PWR	118.0	1987-02-10	1987-03-28	1991-12-18	
			大飯(4号)	PWR	118.0	1987-02-10	1987-03-28	1993-02-02	
			中国電力(株)	島根原子力(1号)	島根県松江市	BWR	46.0	1969-11-13	1970-02-10
	島根原子力(2号)	BWR	82.0	1983-09-22		1984-02-24	1989-02-10		
四国電力(株)	伊方(1号)	愛媛県西宇和郡伊方町	PWR	56.6	1972-11-29	1973-04-16	1977-09-30		
	伊方(2号)		PWR	56.6	1977-03-30	1977-12-08	1982-03-19		
	伊方(3号)		PWR	89.0	1986-05-26	1986-08-07	1994-12-15		
九州電力(株)	玄海原子力(1号)	佐賀県東松浦郡玄海町	PWR	55.9	1970-12-10	1971-03-10	1975-10-15		
	玄海原子力(2号)		PWR	55.9	1976-01-23	1976-05-12	1981-03-30		
	玄海原子力(3号)		PWR	118.0	1984-10-12	1985-03-08	1994-03-18		
	玄海原子力(4号)		PWR	118.0	1984-10-12	1985-03-08	1997-07-25		
	川内原子力(1号)	鹿児島県薩摩川内市	PWR	89.0	1977-12-17	1978-11-02	1984-07-04		
	川内原子力(2号)		PWR	89.0	1980-12-22	1981-03-23	1985-11-28		
小計				(54基)	4,884.7				
建 設 中	中国電力(株)	島根原子力(3号)	島根県松江市	ABWR	137.3	2005-04-26	2005-12-22	2012-03(予定)	
	電源開発(株)	大間原子力	青森県下北郡大間町	ABWR	138.3	2008-04-23	2008-05-27	2014-11(予定)	
	東京電力(株)	東通原子力(1号)	青森県下北郡東通村	ABWR	138.5	2010-12-24	2011-1-25	2017-03(予定)	
小計				(3基)	414.1				
着 工 準 備 中	日本原子力発電(株)	敦賀(3号)	福井県敦賀市	APWR	153.8			2017-07(予定)	
		敦賀(4号)		APWR	153.8			2018-07(予定)	
	東北電力(株)	浪江・小高原子力	福島県双葉郡浪江町、南相馬市	BWR	82.5			2021(予定)	
		東通原子力(2号)	青森県下北郡東通村	ABWR	138.5			2021以降(予定)	
	東京電力(株)	福島第一原子力(7号)	福島県双葉郡大熊町、双葉町	ABWR	138.0			2016(予定)	
		福島第一原子力(8号)		ABWR	138.0			2017(予定)	
	東通原子力(2号)	青森県下北郡東通村	ABWR	138.5			2020以降(予定)		
	中部電力(株)	浜岡原子力(6号)	静岡県御前崎市	ABWR	140級			2020以降(予定)	
	中国電力(株)	上関原子力(1号)	山口県熊毛郡上関町	ABWR	137.3			2018-03(予定)	
		上関原子力(2号)		ABWR	137.3			2022(予定)	
九州電力(株)	川内原子力(3号)	鹿児島県薩摩川内市	APWR	159.0			2019(予定)		
小計				(11基)	1516.7				
合計				(68基)	6,815.5				

※原則として平成22年度電力供給計画による。

● 原子力発電所立地地図

平成23年3月現在

